

スペイン、英国、フィンランドを含む世界 8 カ国、特許審査ハイウェイの要件を緩和へ

2011 年 6 月 17 日

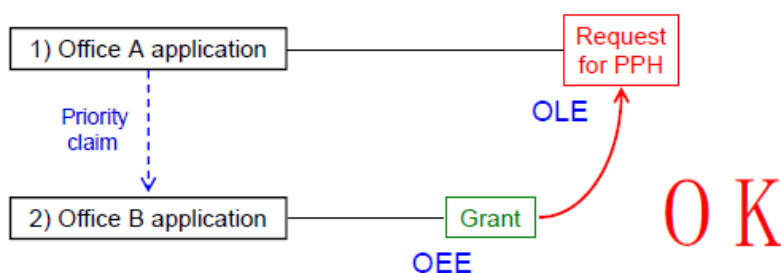
JETRO デュッセルドルフ事務所

スペイン特許商標庁 (SPTO) は、6 月 16 日、スペイン、フィンランド、日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、ロシアの世界 8 カ国が特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の要件を緩和する試行プロジェクトを 7 月 15 日から開始することに合意した旨、プレスリリースを行った。試行期間は 1 年間で、必要に応じて延長される。

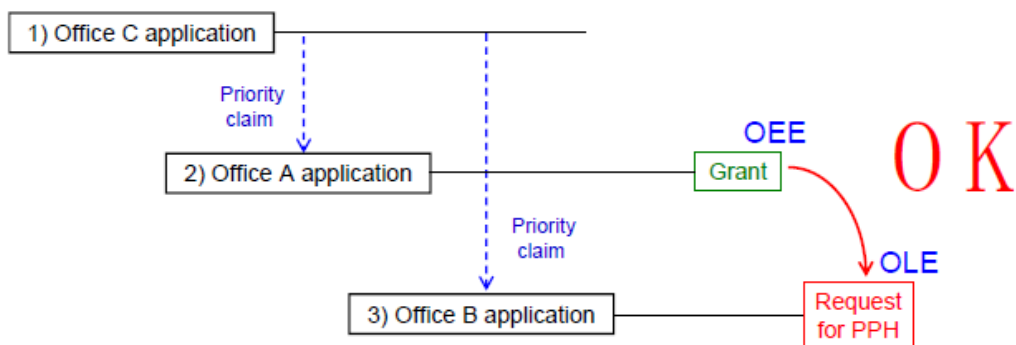
本試行プロジェクトは日本国特許庁 (JPO) が「PPH MOTTAINAI」と題して提案したものであり、どの国に先に特許出願をしたかにかかわらず、参加国による特許可能との審査結果に基づき PPH 申請を可能とする。これによって、参加庁同士の審査結果の活用がより効果的に行われることになると共に、出願人にとっては PPH を申請可能な対象案件が広がることによるメリットが期待できる。

本試行プロジェクトにおいては、必ずしも優先権主張の基礎となる第 1 国における審査結果の有無に関わらず、下図のケース 1 及び 2 の場合においては PPH の利用が可能となる。特に、ケース 2 においては、優先権主張の基礎となる第 1 国の庁である「Office C」が PPH に参加していない場合でも、「Office A」および「Office B」が本試行プロジェクトに参加していれば、PPH を利用することができる。(下図は SPTO のプレスリリースからの引用であり、「OEE」および「OLE」は、それぞれ「Office of Earlier Examination」および「Office of Later Examination」を意味する。)

[ケース 1]



[ケース 2]



－ SPTO によるプレスリリースは、以下参照 －

[PPH MOTTAINAI Pilot Set to Launch in July](#)

－ JPO によるプレスリリースは、以下参照 －

[申請要件を緩和した特許審査ハイウェイ試行プログラム7月15日から開始～「PPH MOTTAINAI」試行プログラム～](#)

(以上)